

円山川流域委員会

設立会

会議資料

平成15年3月8日
近畿地方整備局

目 次

	ページ
1 . 新しい河川整備の計画制度	1
2 . 円山川流域委員会の設立趣旨	3
3 . 円山川流域委員会の審議対象範囲	4
4 . 円山川流域委員会設立準備会議の要旨	6
5 . 円山川流域委員会規約	12
6 . 円山川流域委員会委員長の選出	15
7 . 円山川流域委員会の庶務	16

1 . 新しい河川整備の計画制度

平成9年の河川法改正に伴い、これまでの、「治水」、「利水」に加えて、「河川環境の整備と保全」が法の目的に追加されました（図1参照）。

また、これまでの、「工事实施基本計画」に代わって、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」と、今後20～30年間の具体的な河川整備の内容を示す、「河川整備計画」が策定されることになり、後者については、学識経験者、地域住民等の意見を反映する手続きが導入されました（図2参照）。

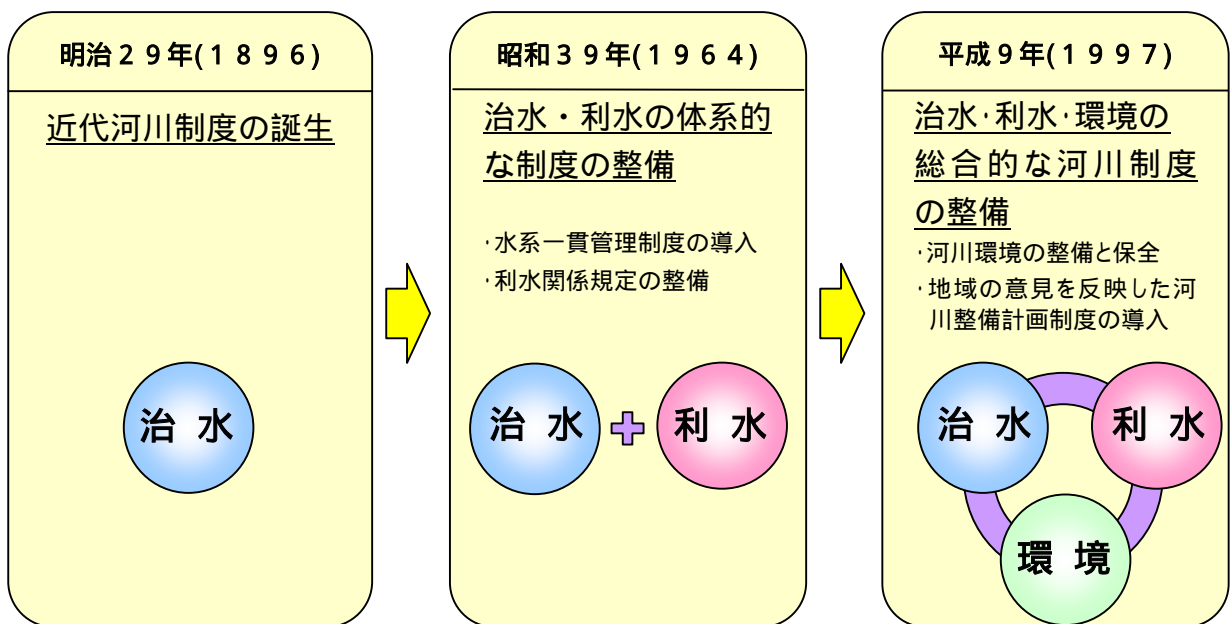
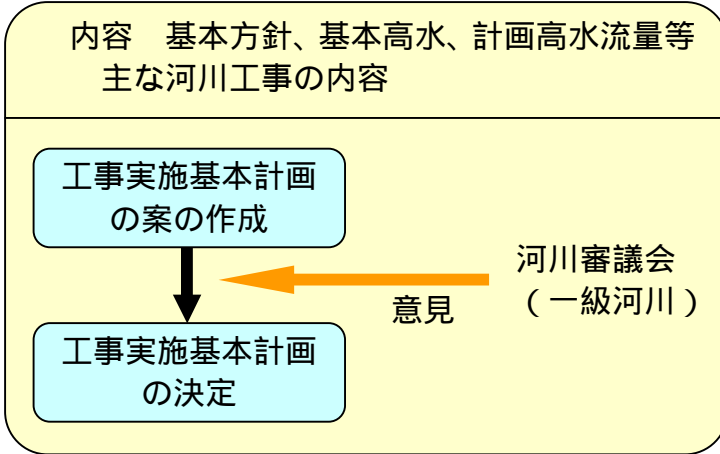


図1 河川法改正の流れ

河川工事

工事实施基本計画

旧制度

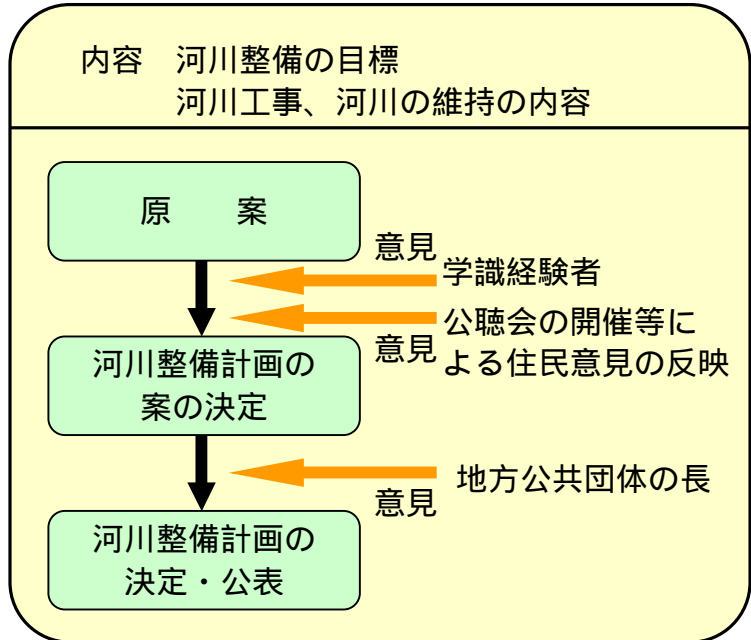
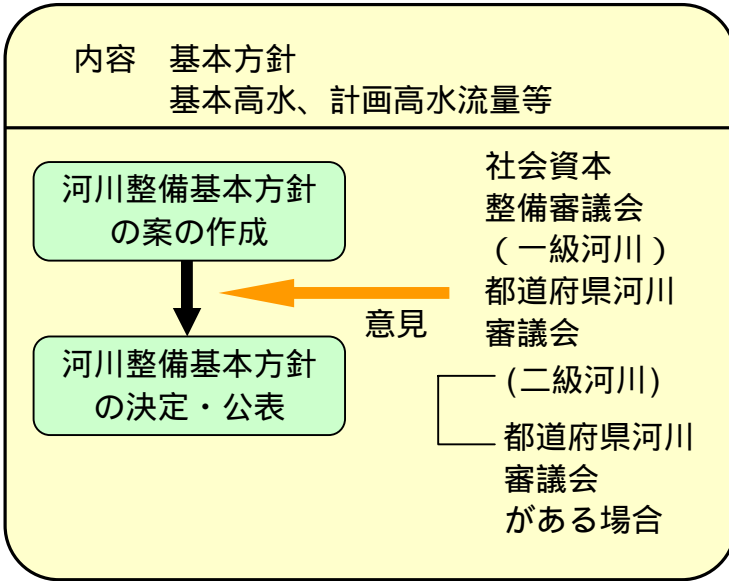


河川工事・河川の維持

河川整備計画

新制度

河川整備基本方針



2 . 円山川流域委員会の設立趣旨

国土交通省では、平成9年の河川法改正に伴い、「河川整備基本方針」、「河川整備計画」を策定することとなりました。

近畿地方整備局では、今後20～30年間の具体的な河川の整備内容を示す河川整備計画を策定するにあたり、学識経験者等から意見を頂くことを目的に、各水系において、「流域委員会」の設置を予定しています。

円山川では、円山川流域委員会設立に先立ち、「円山川流域委員会設立準備会議」（議長：藤田裕一郎 岐阜大学工学部教授）を設置し、「円山川流域委員会のあり方」について審議いただきました。

今回、近畿地方整備局では、この設立準備会議の審議結果を受けて、「円山川流域委員会」を設立します。

委員会設立の趣旨は、「円山川河川整備計画の案（直轄管理区間）」の策定にあたり、

河川整備計画の原案について意見をのべる

関係住民意見の聴取方法と反映のあり方について意見をのべる
ことを目的に設立するものです。

3 . 円山川流域委員会の審議対象範囲

- 1 . 近畿地方整備局が、円山川において今後20～30年間の具体的な河川整備計画を策定する範囲は、国土交通大臣が直接管理している区間(以下「直轄管理区間」という。)とします。

よって本流域委員会に提示し、審議いただく、「河川整備計画の案」の範囲は直轄管理区間内とします(図3参照)。

ただし、審議については、流域全体での議論が重要と認識しております。また、兵庫県管理区間と密接に関係している区間についても、整合性を図ります。

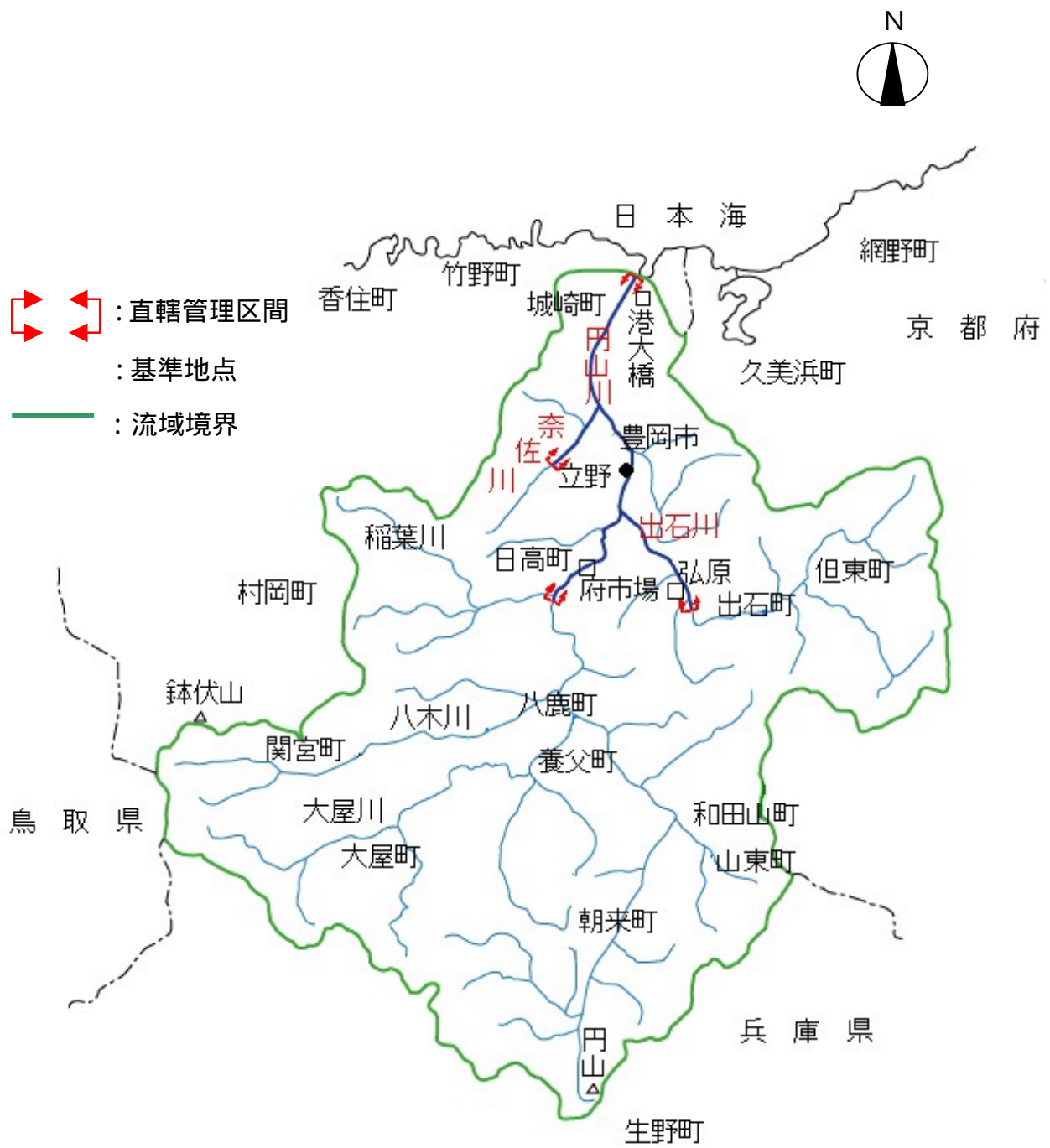


図3 丸山川流域図

4 . 円山川流域委員会設立準備会議の要旨

1 . 設立準備会議について

1) 設立準備会議の目的

円山川流域委員会設立準備会議は、円山川流域委員会の「委員の構成」、「運営のあり方」、「情報公開方法」等を定めることを目的として設けた、第三者から成る会議である。

2) 設立準備会議構成メンバー

設立準備会議の構成メンバーは、審議の透明性・中立性を確保するために、学識経験を有する方から、近畿地方整備局豊岡工事事務所が選定した。

3) 設立準備会議の開催経過

第1回設立準備会議

日時：平成14年 3月28日(木)

場所：ホテル幸祥 円山の間

第2回設立準備会議

日時：平成14年 9月30日(月)

場所：出石町センター

第3回設立準備会議

日時：平成14年12月16日(月)

場所：城崎町総合福祉会館

2. 設立準備会議の審議結果

1) 流域委員会の委員構成

(1) 委員会の組織（規約第3条参照）

- ・委員の人数は、25名以内とする。
- ・委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

(2) 委員の選定

委員会の委員候補者

1. 準備会議メンバー本人
2. 一般の方から募集（自薦・他薦）し、準備会議メンバーが選定
3. 準備会議メンバーが推薦し、準備会議メンバーが選定

準備会議で選定された23名の委員候補者に対しては、河川管理者である豊岡工事事務所より委員就任の意向確認を行いました。

選定された23名から流域委員会委員への就任について、了解を得て、本日の設立会に向けて作業を進めていましたが、先日仕事の関係で1名が辞退されています。

(3) 委員

委員の名簿を表1に示す。

表1 円山川流域委員会 委員名簿

(五十音順 敬称略)

氏名	所属	分野
ありもと 有本 正彦	関宮町環境保全三者協議会	地域の特性に詳しい委員
いけだ 池田 啓	県立コウノトリの郷公園 研究部長	保全生物学
うえだ 上田 尚志	兵庫県立豊岡実業高等学校教諭	自然保護・昆虫
うど 宇戸 純子	京都造形芸術大学 助教授	ランドスケープデザイン
えじり 江尻 繁	日高町区長会会長	地域の特性に詳しい委員
おかもと 岡本 昭治	円山川「菜の花の会」	地域の特性に詳しい委員
おきむら 沖村 孝	神戸大学 都市安全研究センター教授	防災工学
かきた 垣田 平治郎	玄武洞公園整備検討委員会(委員長)	地質学
かじもと 梶本 丑朗	創作工房「土」(円山川風景画等) 主管	地域の特性に詳しい委員
かとう 加藤 榮	川漁師	地域の特性に詳しい委員
かわい 川合 茂	舞鶴工業高等専門学校 教授	河川工学
きくち 菊地 直樹	県立コウノトリの郷公園研究員 姫路工業大学 講師	環境社会学
きのせ 木之瀬 久輝	特になし	地域の特性に詳しい委員
すがむら 菅村 定昌	小学校教員	陸・水生物(植物)
はた 畑 武志	神戸大学 教授	農業水利
はっとり 服部 保	姫路工業大学 教授	植物生態学
ひらい 平井 住夫	土木学会(都市河川の川づくりと利用に 関する史的研究委員会委員)	治水・海岸
ふじた 藤田 裕一郎	岐阜大学 流域圏科学研究センター教授	河川工学
ほそだ 細田 真紀	特になし	地域の特性に詳しい委員
まえだ 前田 常雄	南但馬の自然を考える会代表	地域の特性に詳しい委員
まつだ 松田 澤司	養父町小城水利組合	地域の特性に詳しい委員
やまくち 山口 久喜	豊岡市文化財審議委員	地域史・文化財

総委員数 22名

2) 流域委員会の運営のあり方

円山川流域委員会規約に盛り込む条文について審議が行われ、以下の規約が作成された。

円山川流域委員会規約

(名称)

本会は、「円山川流域委員会」(以下「委員会」という。)という。

(設置)

第1条 河川法(昭和39年法律第167号)第十六条の二第3項に規定する趣旨にもとづき、河川に関し学識経験を有する者の意見を聞くために近畿地方整備局長(以下「整備局長」という。)が設置する。

(目的)

第2条 委員会は、「円山川河川整備計画の案(直轄管理区間)」(以下「河川整備計画の案」という。)の策定にあたり、河川管理者が策定する河川整備計画の原案および関係住民意見の反映のあり方について、意見を述べることを目的とする。

(委員会の運営)

第3条 委員会の委員は25名以内で構成し、円山川水系に関し学識経験を有する者のうちから近畿地方整備局長が委嘱する。

2. 委員の任期は、委員会設立の日から2年間とし、再任を妨げない。
3. 委員会は、必要と認める場合には、具体的候補者を選定のうえ、委員会委員として追加するよう整備局長に要請することができる。
4. 委員会は、審議しようとする事項について必要と認める場合は、部会を設置することができる。なお、部会を設置する場合は部会委員や部会運営方針を別に定める。

(委員長)

第4条 委員会には委員長をおくこととし、委員の互選によりこれを定める。

2. 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
3. 委員長に事故がある時は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(議事等)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2. 委員会の議事・運営、審議結果のとりまとめ、および公表は委員会が行う。
3. 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。

4. 委員会は、出席委員の三分の二以上をもって意志決定を行う。
なお、少数意見は委員会が必要と認めるものについては付す。
5. 委員会は、必要に応じて専門的な知識を有する者に意見を聴く(書面を含む)ことができる。
6. 委員長は、必要に応じて一般傍聴者にも発言の機会を与える。
7. 委員会に一般から寄せられた意見や資料の取り扱いは、委員会で審議する。

(河川管理者の立場)

第6条 河川管理者は、委員から意見を求められたとき、または、委員長の許可を得て説明や意見の表明を行うことができる。

(情報公開)

第7条 委員会および委員会審議に関する情報は原則として公開とし、情報公開の方法については委員会でこれを定める。

2. 河川管理者は、前項で定められた内容について協力する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、中立的立場で近畿地方整備局が委託した民間企業が委員会の指示を受けて以下の業務を行う。

1. 会議資料(案)の作成
2. 議事録(案)の作成
3. 会議内容のとりまとめおよび公表資料(案)の作成
4. 流域委員会議事・運営補助
5. その他

(規約の改正)

第9条 規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付則

(施行期間)

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

3) 流域委員会の情報公開

(1) 情報公開の方針（規約第7条参照）

- ・委員会及び委員会審議に関する情報は原則として公開とし、情報公開の方法については委員会でこれを定める。

(2) 委員会の情報公開

一般傍聴者の申し込みの受け付け

- ・委員会当日に、会場にて受け付けることを基本とする。
- ・当日の会場受付とする場合は先着順とする。

会議の開催案内

以下の方法による。

- ・記者発表
- ・ホームページ
- ・流域市町への広報誌（掲載依頼）
- ・新聞折り込み広告

(3) 委員会資料・審議結果等の情報公開

当日の委員会資料の配布

- ・傍聴者配布用に限定部数を用意する。
- ・後日請求があった場合は、実費負担の条件で送付する。

議事録の公表

- ・議事録は、概要版を公表する。
- ・議事録の公表に当たっては、プライバシー保護に配慮する。
- ・審議結果の取りまとめ及び審議内容の公表は、流域委員会の責任において行う。
- ・公表手段は以下の方法による

概要版・・・記者発表、ホームページ、ニュースレター

詳録版・・・閲覧

委員会への関係住民からの意見の受け付け

- ・常時、豊岡工事事務所のFAX、メール等により受け付ける。

5 . 円山川流域委員会規約

(名称)

本会は、「円山川流域委員会」(以下「委員会」という。)という。

(設置)

第1条 河川法(昭和39年法律第167号)第十六条の二第3項に規定する趣旨にもとづき、河川に関し学識経験を有する者の意見を聞くために近畿地方整備局長(以下「整備局長」という。)が設置する。

(目的)

第2条 委員会は、「円山川河川整備計画の案(直轄管理区間)」(以下「河川整備計画の案」という。)の策定にあたり、河川管理者が策定する河川整備計画の原案および関係住民意見の反映のあり方について、意見を述べることを目的とする。

(委員会の運営)

第3条 委員会の委員は25名以内で構成し、円山川水系に関し学識経験を有する者のうちから近畿地方整備局長が委嘱する。

- 2 . 委員の任期は、委員会設立の日から2年間とし、再任を妨げない。
- 3 . 委員会は、必要と認める場合には、具体的候補者を選定のうえ、委員会委員として追加するよう整備局長に要請することができる。
- 4 . 委員会は、審議しようとする事項について必要と認める場合は、部会を設置することができる。なお、部会を設置する場合は部会委員や部会運営方針を別に定める。

(委員長)

第4条 委員会には委員長をおくこととし、委員の互選によりこれを定める。

2. 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
3. 委員長に事故がある時は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(議事等)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2. 委員会の議事・運営、審議結果のとりまとめ、および公表は委員会が行う。
3. 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。
4. 委員会は、出席委員の三分の二以上をもって意志決定を行う。
なお、少数意見は委員会が必要と認めるものについては付す。
5. 委員会は、必要に応じて専門的な知識を有する者に意見を聴く(書面を含む)ことができる。
6. 委員長は、必要に応じて一般傍聴者にも発言の機会を与える。
7. 委員会に一般から寄せられた意見や資料の取り扱いは、委員会で審議する。

(河川管理者の立場)

第6条 河川管理者は、委員から意見を求められたとき、または、委員長の許可を得て説明や意見の表明を行うことができる。

(情報公開)

第7条 委員会および委員会審議に関する情報は原則として公開とし、情報公開の方法については委員会でこれを定める。

2. 河川管理者は、前項で定められた内容について協力する。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、中立的立場で近畿地方整備局が委託した民間企業が委員会の指示を受けて以下の業務を行う。

- 1 . 会議資料(案)の作成
- 2 . 議事録(案)の作成
- 3 . 会議内容のとりまとめおよび公表資料(案)の作成
- 4 . 流域委員会議事・運営補助
- 5 . その他

(規約の改正)

第 9 条 規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(雑則)

第 1 0 条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付則

(施行期間)

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

6 . 円山川流域委員会 委員長の選出

円山川流域委員会規約第4条

(委員長)

第4条 委員会には委員長をおくこととし、委員の互選によりこれを定める。

2 . 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

3 . 委員長に事故がある時は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

第1項の定めに従い、円山川流域委員会の委員長を選出する。

委員長

7 . 円山川流域委員会の庶務

円山川流域委員会規約第 8 条

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、中立的立場で近畿地方整備局が委託した民間企業が委員会の指示を受けて以下の業務を行う。

- 1 . 会議資料(案)の作成
- 2 . 議事録(案)の作成
- 3 . 会議内容のとりまとめおよび公表資料(案)の作成
- 4 . 流域委員会議事・運営補助
- 5 . その他

の定めに従い、円山川流域委員会の庶務は民間企業が行う。